



## JGAP 技術レター 2010年10月号

### ・JGAP 技術レターについて

目的：

JGAP 指導員および JGAP 審査員の皆さんが、JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：

月に一回発行予定です。2010年10月号が第一回目となります。

内容：

日本 GAP 協会に寄せられた JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。また、基準書の改訂内容や改訂の進捗などについても説明する予定です。

今回は、日本 GAP 協会にお寄せいただいた質問を Q&A 形式でお伝えします。

### ・JGAP マークに関する Q&A について

#### 1. JGAP マークが使える期間はいつですか？（総合規則 6.5、8.2.1 (3) ①）

JGAP マークを使うことができるのは JGAP 認証の有効期限内に出荷されるものに限りです。また JGAP 認証書に記載のない農産物には JGAP マークは使えません。認証書に新たな品目を追加したい場合は 6 番の質問を参照下さい。

#### 2. 小売店のポップに JGAP マークを表示したい場合、小売店や外部の販促資材制作会社に JGAP マークの版下を渡してポップ・チラシの作成を依頼してもよいですか？（総合規則 8.2.1 (2) ②、8.2.2 (3) ③）

総合規則には、JGAP マークの表示は、JGAP 認証農場・団体及び JGAP 農産物使用者が自ら実施しなくてはならないと規定されています。この規定の意図は、JGAP 認証農場・団体及び JGAP 農産物使用者の管理責任の下で表示するということです。従って、勝手に小売店や販促資材制作会社がデザインし使用するというのではなく、JGAP 認証農場・団体あるいは JGAP 農産物使用者がその管理の下で JGAP マークを販促資材に盛り込んだり、表示することはできます。あくまで、表示に関する最終責任は JGAP 認証農場・団体及び JGAP 農産物使用者にあることを認識して使用して下さい。小売店や販促資材制作会社が誤った JGAP マークの使い方によってポップやチラシをデザイ

ン・表示した場合、その責任は JGAP 認証農場・団体及び JGAP 農産物使用者が負いますので、版下は大切に取り扱いして下さい。

また、ポップ等の販促資材に JGAP マークを使う時も、認証を得ている農場・団体の名称（名前）を必ず併記する、という総合規則のルールを遵守しなくてはなりません。

**3. 当農場のチンゲン菜に JGAP 認証農場マークを表示したいと思いますが、特にブランド名は付けていません。但し、“チンゲン菜”という文字の書体を丸文字にして工夫して、文字全体の面積が 2cm×10cm となっています。この文字をブランドとして捉え、JGAP マークをこれよりやや小さなサイズで表示しようと思っていますが、これでよいのでしょうか？（総合規則 8.2.1 (2)）**

“チンゲン菜”というのは、チンゲン菜を販売する誰でもが表示できるもので、ブランドとして識別できるものではありません。総合規則では、農産物ブランド、または農場名よりも小さく JGAP 認証農場マークを表示することと規定されています。従って、“チンゲン菜”がブランドでない限り、農場名よりも小さく表示することとなります。但し、それにより JGAP 認証農場マークの高さが 10mm より小さくなると視認性が確保できないため、最低でも JGAP 認証農場マークの高さは 10mm 以上を確保する必要があります、この場合、農場名よりもやや大きくなることは認めています。

**4. GAP 認証農場で生産されたきゅうりを段ボール箱に詰めて JGAP マークを段ボール箱に表示して出荷し、それを小売店が段ボール箱の口を開けて店頭でバラ売りした場合、店頭の販促物で JGAP マークを表示して販売することは出来るのでしょうか？（総合規則 8.2.1 (2)）**

JGAP マーク使用の細則では、JGAP 認証農場マークは、農産物へ直接表示する他、農産物の包装資材や梱包資材並びに販促物に表示できると規定されています。きゅうり 1 本 1 本に JGAP 認証農場マークが貼付してあれば別ですが、あまり現実的ではありません。バラ売りの場合は、小売側でどのような管理がされるか農場側が責任を持って管理できる状況にないことから、小分けと同じ危険性があると言えます。JGAP マークは、認証を得ている農場・団体の名称（名前）を必ず併記する必要があります。自分の農産物と他の農産物が混ざってしまう可能性がある小売店店頭や、自分の農産物を自分の名前で責任を持って販売できない店舗の状況では JGAP マークを使わない（使わせない）ようにしましょう。

**5. JA のトマト部会で団体認証を取得したので、名刺を作成しようとしています。私の所属は営農部青果物指導課であり、この部署にはトマト部会に関与していない方も大勢います。また、組合長や役員が JGAP 認証を PR したいので、名刺に表示したいと言っています。果たして、どの範囲の方まで、どのように表示できるのか教えて下さい。（総合規則 8.2.1 (2) ③）**

トマト部会に関係がある方は全員 JGAP マークを名刺に記載することができます。JA の組合長や役員の名刺で利用することも可能です。但し、JGAP マークは認証を取得した農場名や団体名と必ず一緒に記載することになっていますので、名刺の上でもそのようにお使い下さい。

## ・JGAPに関するQ&Aについて

### 6. 認証を取得してから品目を増やしたい場合はどうすればいいですか？（総合規則 6.6）

審査・認証機関に新たに生産を始める品目を申請する必要があります。具体的には、審査・認証機関が用意している「品目追加申請書」等に必要事項を記入し、審査・認証機関の指示に従って下さい。審査・認証機関が「認証の基準を満たす運営ができていると確信するに足る手段で確認」します。確認の手段としては、新しい品目のリスク検討の記録の提出、現地審査などがあります。どのような手段が選ばれるかは、審査・認証機関が決めます。確認のあとに判定が行われ、その結果追加が認められた場合は新しい品目が追記されたJGAP認証書が再発行されます。その際、認証書の再発行手数料が発生します。

### 7. 認証を取得してから圃場を増やしたい場合はどうすればいいですか？（総合規則 6.7）

特に必要な手続きはありません。新しく圃場を増やす場合に、安全性等を確認する基準が「農場用 管理点と適合基準」にありますので、それに従って増やすことになります。

### 8. 団体認証を取得した後に、団体に新たに所属する農場があります。どのような手続きが必要ですか？（総合規則 6.9）

「団体事務局用 管理点と適合基準」の中で、新たに団体加入する農場に対して内部監査を実施する管理点があるのでそれに従います。

団体の農場が全農場数の10%以上増加する場合、JGAP審査・認証機関による再審査が必要になります。その場合、新たな農場数の平方根以上（小数点切り上げ）が再審査の対象となります。新たな農場が全農場数の10%未満の場合は再審査の必要はありません。具体例でいえば、50農場の団体において、新規に5農場が団体へ参加する場合、3農場以上の再審査が必要になります。上記の団体において、新規に4農場が団体へ参加する場合は審査の必要はありません。

### 9. 栽培している一部の作物、一部の圃場だけ申請して認証を受けることはできますか？（総合規則 4.1、5.1 (1) ⑥、6.1 (2)）

JGAPの審査は総合規則 6.1 (2) にあるように「農場における農産物の生産工程の管理状態を審査する。」ものであり、同 4.1 にあるように「JGAP認証の範囲は農場における農産物の生産工程のすべて」となっています。そのため審査は「管理点と適合基準」の品目範囲（青果物、穀物、日本緑茶）に含まれる品目すべて、及び品目範囲に含まれる品目を栽培している全ての圃場及び農産物取扱い施設が対象になるのが原則です。しかし、同 5.1 (1) ⑥にあるように「認証を希望する品目」のみを審査申し込みすることが可能です。

また、審査対象品目を栽培する圃場はすべて審査対象となります。審査対象品目を栽培している圃場の一部を除外して審査申し込みすることはできません。

なお、団体認証の場合、認証を取得しようとする団体で出荷している品目とその品目を栽培する農

場・圃場だけが審査対象となります。

**10. 食用としてスーパーで販売されているにんにくを栽培用の種として使うことはできますか。その場合、使用農薬の成分や使用回数が分からなくても使えますか。(青果物 2010 4.4.2)**

食用として販売されている青果物を栽培用の種子として使用することは可能です。しかし、その場合でも管理点 4.4.2 で要求されている品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分と使用回数を把握し、記録しておく必要があります。

**11. 播種または定植の方法とは、どういったことを記録すればよいのですか。(青果物 2010 4.4.4)**

まず、手蒔きなのか機械蒔きなのかを明示し、どのような機械を使用したのか記録を残してください。動力のついた機械（移植機など）を使用しているなら管理点 1.2.3 に従い適切な整備を行うことが必要です。さらに、具体的にどのように播種したり定植したのかを記録します。播種では例えば、ばら蒔き、すじ蒔き、点蒔き、あるいはシーダーテープの利用などがあります。

**11 月号以降に掲載予定のトピック**

- ・ JGAP 違反とはなんですか。(青果物 2010 1.4.1、穀物 2.1 版 18.8、日本緑茶 1 版 19.11)
- ・ 不適合と JGAP 違反の違いは何ですか。
- ・ JGAP 指導経験はどのように積みばいいのですか。
- ・ 出荷工程における宅配便は外部委託になるのですか。(青果物 2010 1.3.1)
- ・ 経営の組織表は 1 枚にまとめないとだめなのですか。(青果物 2010 1.2.1)
- ・ はかりは必ず定期検査に出さないといけないのですか。(青果物 2010 3.3.2)
- ・ 収穫後に使う水について、飲用水の基準への適合が求められる「生食するもの」とは何を指しますか。(青果物 2010 4.3.1)
- ・ 生でなければ人糞を圃場に使用可能なのですか。(青果物 2010 5.1.5)
- ・ 農薬の在庫管理で開封・未開封の識別管理とはなにをすればいいのですか。(青果物 2010 6.4.6)
- ・ 燻蒸剤の被覆は必須なのですか。(青果物 2010 11.1)
- ・ 防油堤が必要な貯蔵量はどれくらいですか。(青果物 2010 15.1.8)
- ・ ポリタンクの転倒防止対策は、こぼれないようになっていけばいいのですか。(青果物 2010 15.1.9)
- ・ JGAP の認証の有効期限が 1 年から 2 年に延び、中間に維持審査が新たに設けられました。そのねらいは何ですか。

